

平成27年（ワ）第13029号，第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

## 原告第8準備書面

(TPPが農林水産業に与える影響について1・総論)

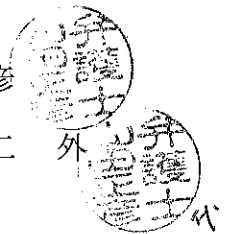
平成28年2月17日

東京地方裁判所民事第17部合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外



本準備書面では，TPPが我が国の農林水産業に与える影響について，主に関税の観点から補充して主張します。なお，今後も原告らは農林水産業への影響に関して具体的に補充主張を行います。

### 第1 TPPの内容

#### 1 TPPと関税

TPPが，「例外なき関税撤廃」を本質としていることは訴状で述べた通りです。

昨年10月に大筋合意が報じられたTPP協定には，まさに「例外なき関税撤廃」を実現すべく，関税の大幅撤廃が規定されていることが明らかになりました。

TPPの協定には、「いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。」とされています（第2章第B節第2・4条1）。つまり、今後将来的に、TPP協定で定められた関税に関する合意を上回る関税を課すことは原則として許されません。

更には「締約国は、別段の定めを除くほか、自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。」と定められています（第2章第B節第2・4条2）。

以上の規定に基づく、農産物に関する関税撤廃の概要は以下の通りです。

## 2 関税撤廃の概要

日本の農産物の2328の関税品目のうち、TPPで関税を廃止するのは、81%の1885品目に及びます。このうち、51%の1195品目までが即時撤廃されます。

回税撤廃の例外はわずか19%の443品目で、しかも、税率を維持した上で関税割当を設けたもの、税率の削減をしたもの、税率維持が一部にとどまるものもあるため、税率を完全に維持したといえるものは、わずか156品目しかありません。

重要品目（コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物（サトウキビなど））についても、586の関税品目のうち、約30%もの174品目で関税を撤廃しました。

重要品目以外では、実に98%の関税が撤廃されていることとなります。

これは、与党自民党が「ぎりぎりの超えられない一線」とした日豪EPAと比べても、ウルグアイラウンド農業合意と（農産物全体で平

均36%の関税引き下げ)と比べても、これらをはるかに上回る関税引き下げであり、我が国の農業に甚大な影響を与えることは間違いありません。

### 3 関税の完全撤廃の現実的な危険性

しかも、さらに深刻な懸念がされるのが、「締約国は、別段の定めを除くほか、自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。」との規定です(第2章第B節第2・4条2)。

この規定は、わが国の関税の文字通りの「完全撤廃」の道を開くものです。

たとえば、日豪の経済連携協定(EPA)など他の経済協定では、同様の条文で「撤廃または引き下げ」と表現します。他方でTPPは規定上は「引き下げ」の選択肢をあえて書かず、「撤廃」と明言しています。

今回の大筋合意で、重要5品目は、一応関税が維持されています。しかし、付属文書の記載を見ると、TPPは、日豪EPAなどの経済協定とは全く異なっています。日豪EPAなどでは「除外規定」により、コメを関税撤廃の対象外としています。ところが、TPPにはこうした除外規定はないのです。

それどころか、発効から7年後にアメリカなどの求めがあれば、わが国は、あらゆる品目の関税についての再協議をするとの規定が設けられています(一般的注釈9(a))。

つまり、規定上、単なる先延ばしにこそなれ、関税維持の何らの担保もされておらず、いずれは「漸進的に関税を撤廃」されてしまうという懸念があるのです。

## 第2 懸念される具体的影響

### 1 TPPの農業に対する影響試算

上述のような、TPP協定のドラスティックな「例外なき関税撤廃」による我が国の農林水産業への影響は、計り知れないものがあります。

しかし、平成27年12月24日、政府が発表した「農林水産物の生産額への影響について」によると、「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減。品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。」などと、極めて楽観的な見通しが記載されています。

コメに至っては、生産減少率0%、生産減少額は0とされています。

(内閣官房HP「農林水産物の生産額への影響について」  
[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224\\_tpp\\_keizai\\_koukabunnseki03.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizai_koukabunnseki03.pdf))。

### 2 自由貿易協定から農業を守ることの困難性

しかし、政府のこのような楽観的な見通しがいかに成り立ちえないものであるかは、これまで結ばれた各自由貿易協定が、どのような結果をもたらしたかを見れば明らかです。

たとえば、韓国で紛糾の末に批准が強行された米韓FTAにより、韓国の食料自給率は大幅に下がり、農家戸数が一気に減少しました。

1994年に発効したNAFTAは、アメリカからメキシコへのトウモロコシの輸入量を飛躍的に増やし、トウモロコシ農家を壊滅に追い込みました。

そこで、原告らは、独自に、我が国の農産物に対する影響の具体的試算を行っているところです。

一方で、各地方自治体及び農業関係団体ないし業界関係団体も、地域別・品目別に、独自の影響試算を行っており、結果、国の試算とはおよそかけ離れた極めて大きな影響が次々に見積もられています。

### **3 地域別の農畜産物に対する影響試算結果**

#### **(1) 静岡県**

平成27年12月、JA静岡中央会は、静岡大学土居名誉教授の協力の元、試算された静岡県内の主要農産物への影響試算を発表しました。

試算の結果、交渉参加国からの農畜産物の輸入により、平成25年現在の静岡県農業算出額上位30品目（1819億円）に対し、約14%にあたる257億円の減少が見込まれることが分かりました。

平成25年の静岡県における上位農業算出額上位30品目は、茶、みかん、コメ、鶏卵、いちご、牛乳、メロン、肉用牛、豚、トマト、ねぎ、レタス、わさび、ブロイラー、きく、チンゲンサイ、馬鈴薯、ほうれんそう、ガーベラ、たまねぎ、洋ラン（鉢）、セルリー、ばら、キャベツ、大根、かんしょ、切り枝、さといも、しょうが、乳牛です。

これらのうち、特に目立って大きな影響（20%以上の産出額低下）を受けるのは、第2位のみかん（22.8%の産出額低下）、4位の鶏卵（24.4%の産出額低下）、8位の肉用牛（62.8%の産出額低下）、9位の豚（76.7%の産出額低下）、14位のブロイラー（34.6%の産出額低下）、26位のかんしょ（20.3%の産出額低下）です。

言うまでもなく、これらの農産物をつくっている畜産農家は大打撃を受けます。

#### **(2) 北海道**

北海道内の農畜産物への影響について、道は、平成27年11月2日、牛肉や乳製品等の重要5品目をはじめとした農業関係10品目に対する影響をまとめて発表しました（平成27年11月3日付け日本農業新聞、北海道HP「TPP協定交渉大筋合意に伴う北海道への影響中間とりまとめ（案）」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/271102siryou2.pdf>）。

発表では具体的生産額の減少は出されていないものの、コメ、小麦、牛肉、豚肉、乳製品といった重要品目については軒並み「価格低下」「生産者の意欲減退」といった負の影響がとりまとめられ、副知事が道内の農業に「影響が大きい」と述べています。

### **（3）長野県**

J A長野県からは、TPPの影響で長野県内の農産物の生産額が年間392億円減少するとの試算が発表されています（平成27年11月3日付け日本農業新聞）。

同県は、比較的影響が少ないとされる野菜や果樹が主力であるにもかかわらず、産出額の14%近くが減少するという事です。加えて、同県内の水田が持つ多面的機能からは、44億円もの損失が見込まれるとされています。

### **（4）和歌山県**

平成28年1月22日、和歌山県は、TPPにより県内農林水産業への影響試算を発表しました。

結果、温州みかんの生産量10%減、中晩かんの価格32%減が想定され、かんきつ産出額が35.7億円減少するなど、総額54.8億円の影響額となるということです。

（茨城県HP「TPP協定による本件農林水産物への影響試算について」



### 第3 農業と関税

#### 1 農業の持つ機能・食料自給率

我が国の農業の持つ最も大きな意義は、言うまでもなく外貨獲得よりも、食料自給率維持に資するという点です。

農林水産省は、「食料安全保障」として、以下のように述べます。

(農林水産省HP「食料安全保障とは」

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/1.html>)

.....

食料は人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。したがって、国民に対して、食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務です。

食料の多くを輸入に頼っている日本では、国内外の様々な要因によって食料供給の混乱が生じる可能性があり、食料の安定供給に対する国民の不安も高まっています。

しかし、そういった予想できない事態が起こった際にも食料供給が影響を受けずに確保できるように準備しておかなくてはなりません。

食料安全保障とは、このように予想できない要因によって食料の供給が影響を受けるような場合のために、食料供給を確保するための対策や、その機動的な発動のあり方を検討し、いざというときのために日ごろから準備をしておくことです。

平成11年7月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」においては、不測時における食料安全保障に関する規定を設け、不測時において国が必要な施策を講ずることを明らかにしています。



食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）（抜粋）

（食料の安定供給の確保）

第 2 条 食料は，人間の生命の維持に欠くことができないものであり，かつ，健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ，将来にわたって，良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については，世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ，国内の農業生産の増大を図ることを基本とし，これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は，凶作，輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し，又はひっ迫するおそれがある場合においても，国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように，供給の確保を図られなければならない。（不測時における食料安全保障）

第 19 条 国は，第 2 条第 4 項に規定する場合において，国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは，食料の増産，流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

.....

このように，食料自給率は，国家の安全保障の観点からも極めて重要な指針として，法律に基づき，国策として農業が保護されてきたという歴史があります。

我が国の食料自給率は，平成 26 年度は，カロリーベースで 39%，生産額ベースで 64%と，低調な数字を見せています。（農林水産省 HP「平成 26 年度食料自給率について」

[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/pdf/26ritu.pdf](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/pdf/26ritu.pdf)

これは、主要先進国の中でも最も低い数字です。(農林水産省HP「パンフレット「九州の農業・農村」」

[http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/pdf/06\\_nougyou05.pdf](http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/pdf/06_nougyou05.pdf)

我が国は、温暖・湿潤な気候の下、コメをはじめとした農業に大変に適した国土に恵まれています。我が国の農業、畜産業は、国家の安全保障の観点からも重要なものとして、伝統的に多くの人々がこれに従事してきました。

TPPによる関税撤廃によって、これまで食料自給率・食料安全保障に貢献してきた我が国の農業従事者からその職を奪うだけでなく、この食料自給率を壊滅的に下げてしまうものです。

## 2 農業の持つ機能・多面的機能

農業の機能は、食料自給率の充足にとどまるものではありません。

「農業・農村の多面的機能」について、農林水産省は、以下のように述べています。

(農林水産省HP「農業・農村の多面的機能」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo\\_kinou/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/)

.....

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありません。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます。

例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は、私たちの

心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしており、そのめぐみは、都市住民を含めて国民全体に及んでいます。

こうしためぐみは、お金で買うことのできないものであり、農業・農村の持つ様々なめぐみを思い、支えていくことが必要であり、農林水産省では、食料自給率の向上と農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の施策を行っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

農林水産大臣の諮問を受けた日本学術会議が、こうした農業及び農林の多面的機能を貨幣評価したところ、洪水防止機能が3兆4,988億円/年、河川流況安定機能が1兆4,633億円/年、地下水涵養機能が537億円/年、土壌侵食(流出)防止機能が3,318億円/年、土砂崩壊防止機能が4,782億円/年、有機性廃棄物分解機能が123億円/年、気候緩和機能が87億円/年、保健休養・やすらぎ機能が2兆3,758億円/年と、極めて重要な価値を持つことが明らかにされています。

(農林水産省HP「農業の多面的機能の貨幣評価の試算結果」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo\\_kinou/pdf/kaheihyouka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/pdf/kaheihyouka.pdf))

TPPによる関税撤廃は、我が国の農業従事者を壊滅的な状況に追い込み、さらにはこうした極めて重要な農業及び農林の多面的機能までを損なうものです。

このことは、農地法が、第1条の「目的」として、「国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的

に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする」としていること、また、こうした重要な意義・機能を持つ農地の権利移転や権利の設定について、制限を設けていること（同法3条以降）からも分かります。

#### 第4 各業態別の個別具体的影響について

以上に述べてきたように、T P P協定による「例外なき関税撤廃」は、我が国の農業、畜産業に極めて大きな負の影響を与えます。

忘れてはならない重要な点は、我が国の農業・畜産業は、我が国独自の国土の特徴、気候に適合して長い歴史の中で作り上げられてきたまさに伝統であり文化であることです。農業・畜産業に携わる人々は、上述のような食料自給率と食料安全保障、更には、我が国の国土の環境保全にとって重要な多面的機能を担いながら、いわば国民の生存権（憲法25条）を実現する役割を担い、生業として、これらに従事してきました。

農業・畜産業に生業として携わる農畜産家にとって、その資本となる生産資源は、代々受け継いでいた土地や設備であったり、その家や地域のあり方や生活様式と密接不可分であることが一般であり、一定の流動性・可変性をもつ単なる仕事・職業とは本質的に違います。安易な自由貿易化により「生業」を破壊されることは、単純な職業選択や営業の問題にとどまるものではありません。伝統・生活様式・地域コミュニティとも密接に結び付いた、憲法上の営業の自由・職業選択の自由（憲法22条1項）の一場面としても、とりわけ、最大限尊重されるべき事業形態と言わざるを得ません。

また、上述の農地法の制限からしても、TPPによる関税撤廃は、業務形態の変革ないし廃業を余儀なくされる業者に対し、個人の財産である農地の利用を不当に制限することにも繋がり、その意味では財産権の問題ということもできます（憲法29条1項）。

とはいえ、湿潤な気候に恵まれた我が国の多様な農業・畜産業、そして生産される農産物は広範囲にわたるものであり、個別の農業分野に与える影響も様々です。

農業・畜産業者の個別具体的な権利侵害について、今後随時主張・立証を追加していく準備をしています。

以上